

2008年8月25日

各位

株式会社松井製作所

カワタに対し低速粉碎機に続き気流混合ホッパの特許侵害でも提訴

当社は、株式会社カワタ（本社：大阪市西区阿波座1-15-15 第一協業ビル）に対し、株式会社カワタの「パワーリダクションホッパ」が当社の保有する特許権（名称：「粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置」特許第3767993号）を侵害するものとして、その製造、販売及び使用の差止並びに損害賠償を求め、（2008年8月22日）、大阪地方裁判所に提訴いたしました。

当社は1989年より、吸引輸送による攪拌により、混合及び微粉除去できる装置として「エアロパワーホッパー」を市場に投入しました。このエアロパワーホッパーにより、簡単にプラスチック成形材料の混合や材料中に含まれている微粉除去の効果を得られるものとして業界に大きく寄与したと自負しており、この技術に関する複数の取得特許のうち1つが上記特許です。

当社は1年前から、気流混合と除粉機能と言った同じ目的をもつ装置を投入してきた株式会社カワタに対して、当社特許に触れる可能性があることを通告し、特許権の尊重を要求して参りましたが、株式会社カワタは当社の要求を認めず逆に特許が無効であると特許庁に申し立てしております。このような状況から、交渉による解決は困難と判断し、やむなく提訴に至ったものです。同様の事例として、株式会社松井製作所は株式会社カワタを今年5月に低速粉碎機の特許侵害行為でも訴えております。

当社は、特許などの知的財産を極めて重要な経営資源と位置付けており、自社の特許が侵害されたと判断した場合は、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上

<本件に関するお客様からの問合せ先>

株式会社松井製作所 知的財産室

電話：（072）851-6118

---

プレスリリースに記載されている情報は、発表日現在の情報です。その後の予告なしに変更されることがございますので、あらかじめご了承ください。